

大口町公共下水道排水区域外の汚水の流入に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、排水区域（法第2条第7号に規定する排水区域をいう。以下同じ。）外の汚水の流入（以下「区域外流入」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(区域外流入の申請)

第2条 区域外流入をしようとするもの（以下「区域外流入申請者」という。）は、大口町下水道条例（平成5年大口町条例第30号。以下「条例」という。）第21条に規定する申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。

(区域外流入の許可)

第3条 町長は、前条の申請書を受理したときは、次に掲げる事項を審査し、適当と認めたときは、区域外流入の許可をするものとする。

- (1) 汚水排出量及び水質が公共下水道の施設能力に支障を及ぼさないこと。
- (2) 排水設備の設置及び技術上の基準が法令等に適合していること。
- (3) その他町長が必要と認めること。

2 町長は、前項の許可に条件を付することができる。

(協力金の納付)

第4条 区域外流入申請者は、汚水を排除しようとする土地について、尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例（平成5年大口町条例第31号。以下「負担金条例」という。）第4条に規定する受益者負担金に相当する下水道整備協力金（以下「協力金」という。）を町長が指定する期日までに納付しなければならない。

2 前項の規定に基づき納付した協力金は、当該土地が負担金条例第5条第4項に規定する賦課対象区域として告示された場合は、同項に基づく受益者負担金とみなし、当該土地にかかる受益者負担金は徴収しないものとする。

(工事の施工)

第5条 区域外流入に係る工事は、承認工事とする。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成6年5月26日 大口町告示第43号)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年10月1日 大口町告示第51号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和元年12月27日 大口町告示第144号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月24日 大口町告示第133号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。